

債務整理の基礎 総論・任意整理

① クレジット及びサラ金に関する金融相談 (多重債務者)

司法・弁護士等介入し、法的に解決する [利息制限法に基づく]

[貸金業規制法]

弁護士等より受任通知が届いたら依頼者に対し直接取立してはならない。

受任

→ 支払いを止まる

生活再建、本当に必要な額 - 余り分で債務を支払えるか。

↳ 処理の見立て、方向性を決定。

② 利息に関する規制

[利息制限法]

年利 2割
1割8分
1割5分

超過したものは無効となる。

高利貸罰規定。

[出資法5条2項]

業として貸付、年利29.2%を超えて貸付たものは処罰の対象。

違反して高金利

“上記年利超 29.2%以下” グレーゾーン

* H22.6.18改正。

現在上限年利は20%

18%を超えた利息は元本に充当される。
完済した場合、過払返還請求できる

併に最高裁判決。

③ 取引履歴開示依頼

貸金業法19条 帳簿作成・保管義務
金融庁事務ガイドライン

開示しない場合

損害賠償責任を負う (最高裁判決)

取引履歴 最終取引日より3年間保管しなければならない。

④ 引直計算 超過分を元本に充当する計算方法

(過払ある場合多)

隠れた負債 = 資産 全てを閉ざすことが重要

方向性の決定

- 任意整理
- 破産
- 個人再生
- 特定調停

① 現在の負債総額
半 ?
↑
全ての額

クレジット	} + α (銀行、税金、賃料 保険料等なども ある場合多数)
サラ金	
ヤミ金のみ申告	

② 弁済原資

半 ? ← 総収入 - 賃料の3分の1 ※受任後も変更可能

債務者の弁済原資に基づき決定

基本 36回(3年間)で返済できる → 任意整理
できない → 破産申立

大体の債権者は3~4年であればゼロ解

負債総額 + 弁済原資

H12年 民事再生

H13年 [個人再生] 制定された

5000万円以下 (住宅ローン除く) であれば再生可能
 最低弁済価格 500万円以下の場合 → 100万円
 500万円以上の場合 → 負債額の2割

- ※ 消極的同意を過半数の債権者から得ること
- ※ 破産配当よりも最低弁済価格が多くなるといけない

×リット 住宅を手離さなくて済む (住宅ローンはリスクをして全額支払う)

[破産] 財産、生命保険等手離したくない場合、生活のために残す方法もある

少額管財人 { 自由財産拡張
 ・ 新得財産

① 借金は全て免責

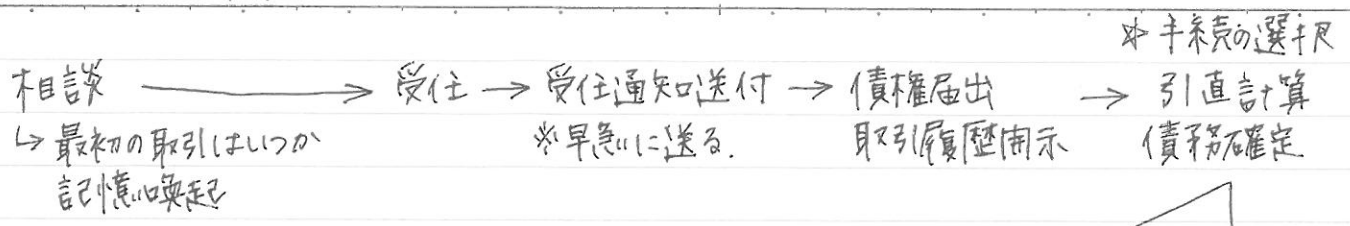
[特定調停] 裁判所が介入し任意整理を進める

↓ 成立 過払であっても言請求することはない (債務はないと認めるだけ)

債務名義 (支払えなくなった場合は強制執行されてしまう)

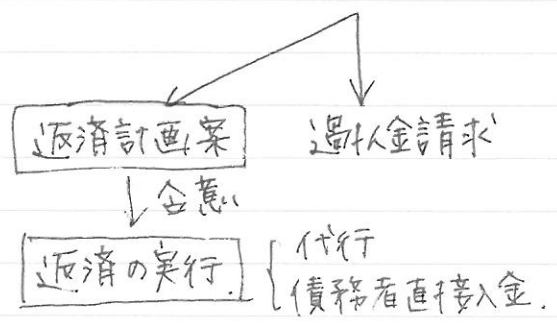
→ 執行停止決定できる場合もある

任意整理の実際



[和解交渉]

弁済原資 ÷ 総債務額 ← 各債権者毎に均分。
 基本的には債権者平等である。



統一基準(債務整理の場合) ※ 訴訟でも尊重。

- 当初の取引より全ての取引の開示を求める
- 金利最終確定日は最終取引日として和解案を提示
- クレジット立替金契約は手数料を除き元本で計算して提示

和解・返済開始後も債権者の指導等あり。

未入金 → 生活状況の確認等
 変化に応じて再度相談、別の手続の提案等。